

「道路の脱炭素化について」

国土交通省 道路局 路政課

道佳：(ミチカ) 路政課・係長

道也：(ミチヤ) 路政課・係員

(昼休みの課内での会話)

道也 この前の連休に実家に帰ったのですが、マンションの駐車場にEVの充電器が設置されていました！身近な場所に設置されるとEVの利用拡大を感じますね。

道佳 脱炭素の波がきているね。道路分野でも今、脱炭素は注目されているんだよ。

道也 令和7年の法改正で新設された道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第1条の2の基本理念にも「道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮」することが定められましたよね！

道佳 ちゃんと知っているわね！せっかくだから、道路分野の脱炭素化について理解を深めていこうか。基本理念と同じく、令和7年の法改正で新たに定められた道路脱炭素化基本方針（以下「基本方針」という。）と道路脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）については何か知っているかな？

道也 はい！法第48条の66で、国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（基本方針）を定めるものとしており、法第48条の67で、道路管理者は、基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画（推進計画）を定めることができるとしています。

道佳 そうだね。2025年2月に政府の地球温暖化対策計画が改定され、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが掲げられたのだけど、道路が関連する分野のCO₂排出量は我が国全体の排出量の約18%を占めているの（図）。我が国全体の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、道路の管理、整備、利用の各段階で、国だけでなく、全ての道路管理者が積極的に排出削減に取り組むことが重要なの。

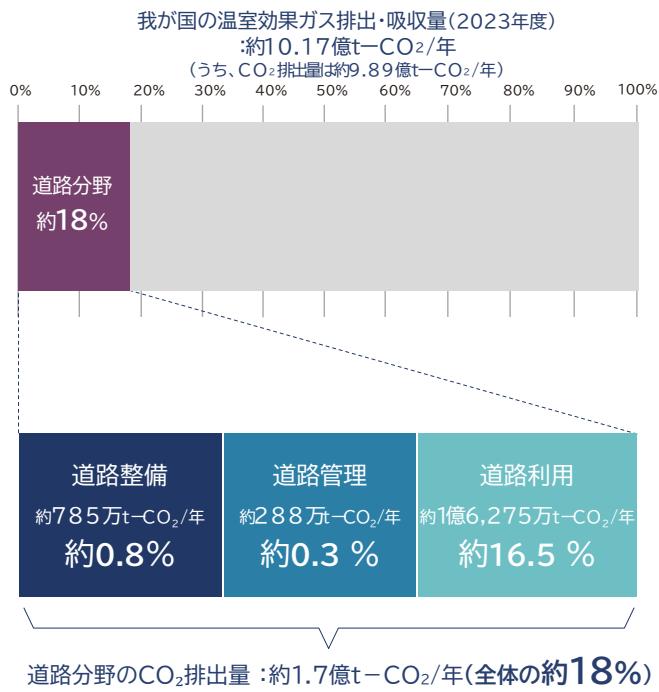


図 我が国のCO₂排出量と道路分野の関係(2023年度)

道也 脱炭素化は多くの業界で挙げられている課題ですし、道路分野でもCO₂削減の取組が重要であることは頷けます。具体的にはどのような取組があるのでしょうか？道路工事の施工方法の見直しや交通渋滞の緩和が思い浮かびました。

道佳 それらも考えられるね。大別して3つのカテゴリで考えましょう。まず、道路管理の観点で、道路照明のLED化・高度化による省エネルギーの推進等が挙げられるね。次に、道路整備の観点で、低炭素な建設機械や低炭素な材料（低炭素アスファルト等）の活用・導入促進等が想定できるわ。最後に、道路利用の観点で、SA・PAや道の駅でのEV急速充電器の設置促進等が考えられるね。

道也 案外、道路分野で取り組ることは多いのですね。しかし、これまで脱炭素化への取組はなされていなかったのでしょうか？

道佳 以前は個々の道路管理者毎に、道路における脱炭素化の具体的な取組が進められていたの。そうした中、計画的かつ国全体で整合的に道路における脱炭素化の推進に取り組むために、国が総合的観点に立って統一的な方針を示した上で、個々の道路管理者が計画的に脱炭素化を推進し、その取組状況を国に集約して、必要に応じて方針を更新する、という枠組みの創設が必要だと考えられ、法定化に至ったわけ。

道也 そうだったのですね。法の規定によれば、基本方針では、道路の脱炭素化の推進の意義や政府が実施すべき施策の方針、目標設定、推進計画策定等に関する事項を定めるものとされており、推進計画では、目標や施策、推進計画の実施に必要な事項を定めるものとされています。しっかりと条文を読むと各道路管理者が実効的な推進計画を策定し、国が集約して全体の舵取りを行うという枠組みになっていることがよく見えてきました。

道佳 法令の条文は最初、理解するために時間がかかるけれど、読み込んでいくとその規定の構造や意味がわかつてくるの。道也くんもすぐに条文を読むことが楽しくなると思うよ！

道也 私も法令の業務経験を積み重ねて、その境地に至りたいです！ そういえば、改正された条文を読んでいて、道路協力団体の規定にも脱炭素化の文言が追加されていた記憶があります。

道佳 よく読んでいるね。道路協力団体は、地域の特性を踏まえつつ、道路に関する工事や維持、占用物件の設置等の業務を行うけれど、植樹帯の維持管理やシェアサイクルポートの設置、太陽光発電設備やEV充電機器の設置等を通じた歩行者等に対する環境配慮の啓発活動などの取組を実施することも期待される存在なの。推進計画において、道路協力団体の協力が必要な事項を記載し、当該団体の同意を得た場合には、当該団体は当該計画に基づき、道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力する旨が規定されているわ。

道也 法第48条の65ですね。新設された推進計画とのつながりが窺えます。法第48条の61第2号にも、道路協力団体の業務として、脱炭素化施設等の設置又は管理が追加されていますね。

道佳 そう！ 道路協力団体が業務として安全かつ円滑な道路の交通の確保や通行者・利用者の利便増進に資する施設等を設置する際には、道路管理者との協議の成立をもって、道路管理者による占用許可があったものとみなすこととされていて、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の28第2号で、道路協力団体が業務として脱炭素化施設等を設置する場合も、その対象となっているね。

道也 道路管理者が道路協力団体のノウハウを活用するという効率的かつ効果的な仕組みになっている点に、あらゆる関係者が道路の脱炭素化に積極的な姿勢で取り組んでいくという信念を感じました。気になったのですが、脱炭素化施設等は法第33条第2項で、道路占用の許可基準について、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という要件（以下「無余地性の要件」という。）の適用が除外されるものになっているのですね。

道佳 そうだね。太陽光発電設備であれば道の駅の上屋や中央帯など交通への支障のおそれが少ないと考えられる場所への占用を前提としている点や、道路管理者が推進計画において、民間事業者等による取組を念頭に、その道路への設置に関する事項を定めている施設等である点で、占用にあたって無余地性の要件の適用が除外されていると考えられるわ。道路管理者が無余地性の要件の適用を除外できる脱炭素化施設等は、推進計画で設置に関する事項を定めたものに限られる点には注意が必要だね。

道也 はい！ 同項第3号に記載があります。しかし、全ての脱炭素化施設等について、一律に無余地性の要件の適用を除外するという規定になつてないことには何か理由があるのでしょうか？

道佳 道路構造物にはもともと脱炭素化施設等の設置等を想定していないから、脱炭素化施設等には、脱炭素化施設等の管理者による適切な管理を前提に、道路構造物の健全性を損なうことがないよう、より高度な管理水準が求められる。だから、民間事業者との連携を念頭に、道路管理者が脱炭素化施設等の設置に関して取り組む施策について推進計画に位置づけたものに限って、無余地性の要件の適用を除外することができるという規定になったのよ。

道也 そのような考えがあったのですね！脱炭素化施設等をより高水準で管理することが前提となるからこそ、道路の交通又は構造に支障を及ぼすおそれがない占用物件と認めているわけですね。

道佳 ただし、無余地性の要件の適用が除外されるからといって直ちに占用が許可されるわけではなく、それ以外の要件については、他の占用物件と同様に許可基準が存在することには注意が必要※よ。今日もまた1つ学びが得られたね。

道也 はい！規定の構造や意味を意識しながら条文を読み込むことの重要性を実感できました。ありがとうございます！

道佳 その意気でこれからもよろしくね！

※ 脱炭素化施設等の設置に関する具体的な道路占用許可基準等に関しては、道路管理者に通知する「脱炭素化施設等に関する道路占用等の取扱いについて」（令和7年10月1日付け国道利第41号、国道環第73号国土交通省道路局課長通知）を参照すること。

(参照条文)

○道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

(基本理念)

第一条の二 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。
一・二 (略)

三 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路の脱炭素化に資するものとして政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）で、道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられるもの（第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同条第二項第二号に掲げる事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。）

四～七 (略)

3～6 (略)

(道路協力団体の業務)

第四十八条の六十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保若しくは道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件若しくは施設であつて国土交通省令で定めるもの又は脱炭素化施設等の設置又は管理を行うこと。
- 三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
- 五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(道路の脱炭素化の推進等への協力)

第四十八条の六十五 道路協力団体は、第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画において同条第二項第二号に掲げる事項に道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該道路脱炭素化推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとする。

2 (略)

(道路脱炭素化基本方針)

第四十八条の六十六 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素

化基本方針」という。) を定めるものとする。

2 道路脱炭素化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

二 道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

3 道路脱炭素化基本方針は、地球温暖化の防止を図るために施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(道路脱炭素化推進計画)

第四十八条の六十七 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画（以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。）を定めることができる。

2 道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るために施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

3 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

4 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

○道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

第四条の二十八 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる

工作物、物件若しくは施設若しくは脱炭素化施設等（道路脱炭素化推進計画にその設置に関する事項が定められたものであつて、令第十六条の二各号に定める場所に設けられるものに限る。以下この号において同じ。）又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件若しくは施設又は脱炭素化施設等に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の六十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）